

外国人の受入環境整備・多文化共生社会の構築に関する重点提言

我が国では、人材不足が深刻化する中、外国人が日本の経済社会の担い手となっており、令和6年3月29日の閣議決定において、特定技能の受入れ見込数の再設定と対象分野等の追加が行われ、令和6年4月からの5年間の受入れ見込数が拡大されている。また、令和6年6月に、育成就労制度の創設に係る「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、公布日から3年以内に施行される。

今後、外国人との共生をめぐる状況が変化していくことが見込まれる中、日本人と外国人が安全・安心に暮らせる多様性に富んだ活力ある社会を実現することが必要である。

よって、国は、引き続き、外国人材の適正な受入れや受入環境整備、外国人との共生社会の実現に向け、都市自治体の課題を十分に把握し、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 外国人材とその家族が、安心して安全に日本人と共に暮らせる共生社会を実現するため、国においては、各種施策の充実・強化を図ること。

また、教育や医療など、在留外国人に関するすべての案件をワンストップで対応できるよう、国の窓口の更なる機能強化を図ること。

さらに、地方においても在留外国人に対する情報提供、相談を多言語で行う一元的相談窓口の設置や円滑な運営が行えるよう、外国人受入環境整備交付金の拡充を図るとともに、都市自治体の実情を勘案したうえで十分な財源を確保し、安定的・継続的な財政支援を講じること。

2. 地方創生の観点から、育成就労制度及び特定技能制度については、外国人が地域に根差し、地域の産業振興や持続的発展につながる制度運用とすること。特に、育成就労制度については、転籍が可能となることにより、都市部や大企業に人材が集中することが懸念されるため、各種対策について具体的に提示すること。

また、地方における特定技能外国人等の受入れが容易となるよう、監理団

体への監理費や登録支援機関への委託費の軽減につながる支援策を講じること。

3. 新たに受け入れる外国人材や在留外国人に対して、都市自治体が実施する日本語教室や通訳の配置、各種相談窓口の設置、行政情報の多言語化など、受入環境整備、多文化共生社会の実現に向けた諸施策について、国は自治体の意見を十分に尊重し、積極的に支援すること。